

# SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

12

No.270 | Dec. 2023

もっと身近にパブリック

いよいよ義務化！  
介護施設のBCP

特集 辻・本郷グループ

## 再生可能エネルギー ソリューションの取り組み

〈社長の履歴書〉株式会社駒形前川 代表取締役 大橋 一仁氏

〈オフィスレポート〉新宿御苑事務所

〈生産性向上術〉辻・本郷のバックオフィス支援



コーポレート  
サイトで  
PDFファイルが  
閲覧できます



# Renewable Energy

Solar  
Wind  
Hydro  
Biomass  
Wave  
Geothermal



辻・本郷グループ

## 再生可能エネルギーソリューションの取り組み

「2050年カーボンニュートラル実現」を宣言している日本政府。これを受けて、多くの企業は再生可能エネルギーの導入を進めています。辻・本郷グループでは、再生可能エネルギーに特化した事業展開を目的に「辻・本郷 スマートアセット株式会社」を設立しました。今回は、その企業ビジョンと具体的な活動内容についてご紹介します。



辻・本郷 スマートアセット株式会社  
再エネソリューション事業部 部長  
赤井智彦



辻・本郷 スマートアセット株式会社  
再エネソリューション事業部  
梅木裕太

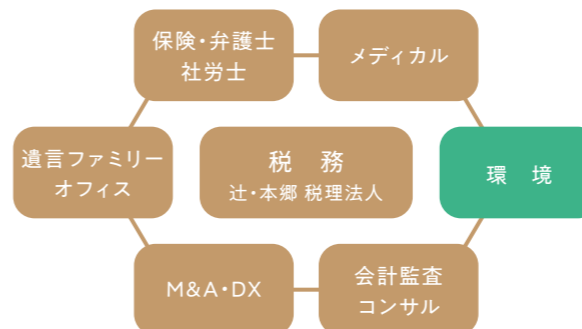


## グループを通じて 持続可能な社会の実現に貢献

辻・本郷 税理士法人が2010年に環境省から「エコ・ファースト企業」に認定されるなど、辻・本郷グループでは環境保全に対して積極的に取り組んできました。

### エコ・ファースト制度

エコ・ファースト制度とは、企業が環境大臣に対し自らの環境保全に関する取り組みを約束し、環境大臣が当該企業を業界における環境先進企業と認定する制度で、辻・本郷 税理士法人は会計業界・税務業界で初めて認定されました。



### 辻・本郷 スマートアセット株式会社

辻・本郷 スマートアセットは、辻・本郷グループが誇る、顧問先数17,000社を超える豊富なネットワークと経験を活かし、再生可能エネルギーの普及・促進に貢献しています。

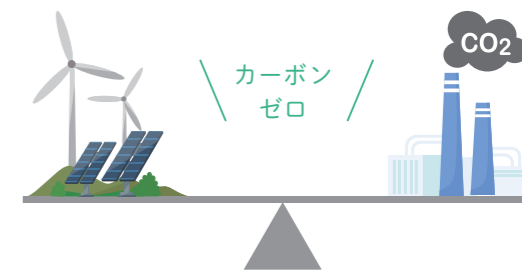


## 再生可能エネルギーに特化した エキスパート

辻・本郷 スマートアセットは2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、再生可能エネルギー事業に特化したソリューションを社会に提供することで、CO2の排出削減だけでなく、事業主さまには売電収入、地域には土地の賃料収入や雇用を生み出していきます。

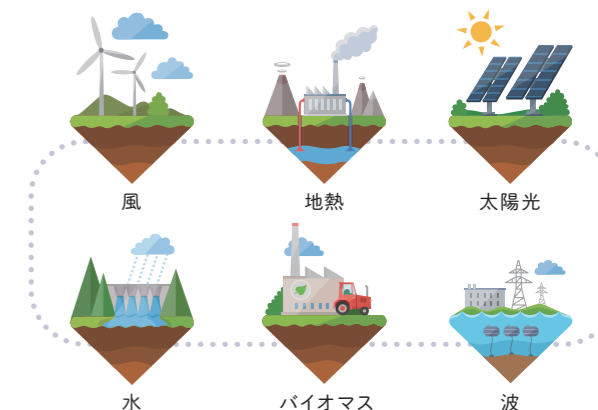
### カーボンニュートラル

カーボンニュートラルとはCO2をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質ゼロ(カーボンゼロ)にすることを意味しています。



### 再生可能エネルギー

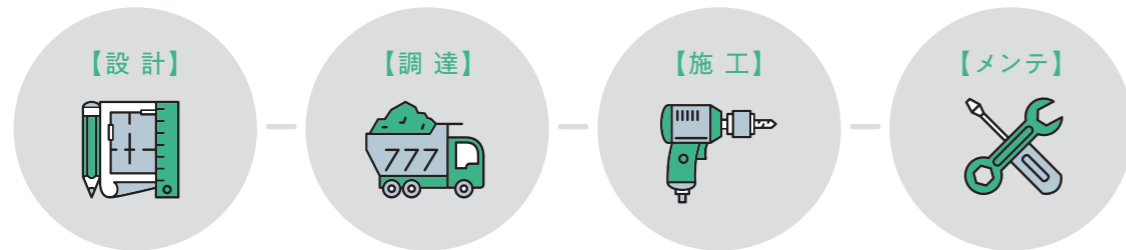
再生可能エネルギーとは、石油や石炭などの化石エネルギーと異なり、太陽光や風力、地熱といった自然界に存在するエネルギーのことです。温室効果ガスを排出しないため、カーボンゼロの実現に貢献することができます。



## 再生可能エネルギーソリューションを トータルにサポート

自家消費型太陽光発電など太陽光発電に関するソリューションを提案します。太陽光発電やコーポレートPPA\*など、お客さまにあった最適なCO2排出量削減方法を、設計から運用までトータルにサポートします。

\*企業や自治体などの法人が発電事業者から自然エネルギーの電力を長期に(通常10~25年)購入する契約

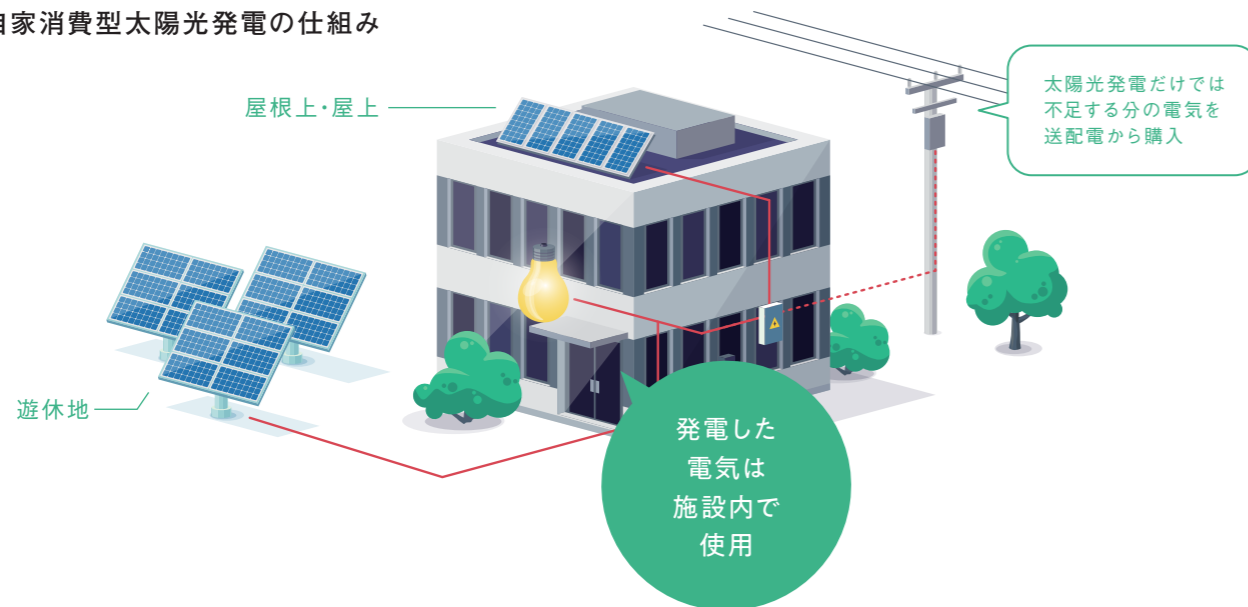


### CO2および電気料金を大幅に削減する自家消費型太陽光発電

屋根上や遊休地などの自社敷地内に太陽光発電設備を設置し、発電した電気を施設内で使用する自家消費型太陽光発電。電気代を削減するほか、ESG投資対策や災害発生時のBCP対策など、さまざまなベネフィットを生み出します。

自家消費型太陽光発電の簡易シミュレーションもできますので、ぜひお問い合わせください。

#### 自家消費型太陽光発電の仕組み



#### 導入企業にさまざまなメリットを提供します

##### ① 脱炭素社会への貢献

再生可能エネルギーを使用することで、CO2排出量を削減。ESG投資対策やRE100の実現をサポートします。

##### ③ BCP対策

停電時にも電気を使用できるシステムの構築が可能。有事の際の事業活動を維持します。

##### ② 電気代の削減

電気の使い方はそのまま、電気代の削減を実現。電気料金の価格変動リスクを抑制します。

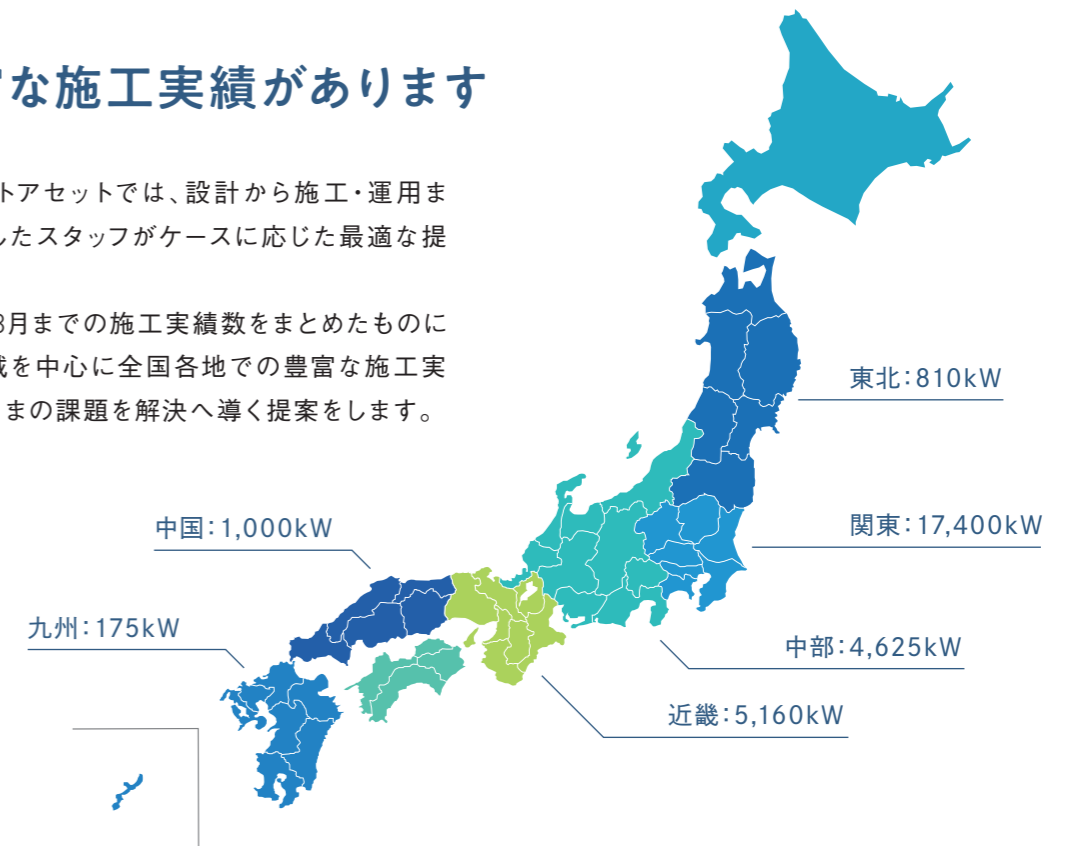
##### ④ 導入促進のための関連制度

中小企業向けの税制優遇措置により、決算対策に寄与します。補助金が活用できるケースもあります。

## 豊富な施工実績があります

辻・本郷 スマートアセットでは、設計から施工・運用まで、専門性に特化したスタッフがケースに応じた最適な提案を行います。

右図は、2023年8月までの施工実績数をまとめたものになります。関東地域を中心に全国各地での豊富な施工実績を基に、事業者さまの課題を解決へ導く提案をします。



#### CASE STUDY



特別養護老人ホームAさま

#### 電力の価格高騰対策として 効果を発揮しています！

電気料金は高騰し続ける中、入居者の健康管理のためにもエアコン等の稼働は停められず、電気代は過去最高に。

しかし、業態的に値上がりした分を利用者には転嫁できないため、自家消費型太陽光発電の導入を決めました。

設置面積	600㎡/180坪
システム容量	50kW/年間予測発電量約55千kWh
総事業費	20,000千円(税込)
導入計画 (補助金活用)	・電気代の約20%を削減 ・投資回収期間は約5年

#### CASE STUDY



某食品メーカーBさま

#### サプライチェーンに求められる CO2削減と電気代削減の実現！

RE100加盟企業のサプライチェーンに属していたため、CO2削減目標について取り組む必要がありました。

自家消費型太陽光発電であれば、CO2削減と電気代の削減の両方が実現可能だったので導入しました。

設置面積	3,000㎡/900坪
システム容量	200kW/年間予測発電量約290千kWh
総事業費	60,000千円(税込)
導入計画	・電気代の約3分の1を削減 ・投資回収期間は約8年

### 再エネのことならお気軽にご相談ください！

辻・本郷 スマートアセット株式会社 再エネソリューション事業部

Mail: resol-sales@ht-tax.or.jp Tel: 045-577-4611





# 社長の履歴書

45

President's Resume

老舗ならではの  
歴史の継承と  
時代に合わせた変革。



辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、  
ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、株式会社駒形前川の  
代表取締役社長 大橋一仁さんです。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

株式会社駒形前川  
代表取締役社長

## 大橋一仁氏



### 220年の歴史を誇る うなぎ料理店

株式会社駒形前川は東京浅草に店舗を構えるうなぎ料理店「駒形前川」を運営しています。駒形前川は江戸時代後期の文化文政の1804年に創業した、220年もの歴史を誇る老舗。数々の文人がその味わいを愛したとされる名店です。社長の大橋一仁さんは七代目。大学卒業後、専門学校に入り調理師の免許を取得し、すぐに駒形前川に入りました。「駒形前川を継ぐものといつの間にか自分で決めていました。小学校の頃、遠足のお弁当はいつもうなぎで、友達から羨ましがられていましたので、潜在意識に植えつけられていたのかもしれませんが(笑)」と大橋さんは微

笑みます。入社当初から経営に携わるようになり、2016年に社長に就任しました。

### 変えることと、 変えてはいけないこと

大橋さんは駒形前川を未来へと継承していくために、時代に合わせて変革していくことと、何があっても変えてはいけないこと、この2つを見極めて実践しています。

変革したこととしては、多店舗展開へのシフト、POSレジの導入、野菜の仕入れ経路の変更(卸しからの購入から、築地[現在は豊洲]からの直の仕入れへと切り替え)などがあげられます。「パンデミックがあったり、インバウンドが増えたり、街の様相や流通構造が変わったり、環境は日々変化

しています。その変化に対応してこそ老舗だと考えています」と、大橋さんは語ります。

そして、変えてはいけないものは、伝統と歴史を支えてきた駒形前川の神髄といえる「味」だといいます。「皆さまに愛されてきた味わいは絶対に変えてはけません。高級養殖うなぎ『坂東太郎』を始めとする厳選された上質な素材、そして創業以来受け継がれてきた秘伝のタレ。これらを守り維持していくためには、あらゆる努力を尽くします」と、味に対する揺るぎないこだわりを話します。

### 未来を見据える老舗

大橋さんは現在の経営課題は人材にあるといいます。「多店舗展開においては、人材の確保は重要です。いい人材と出会い、充実感を持って楽しく長く働いてもらう。そのためにも、従業員とのコミュニケーションを大切にするとともに、時代に相応しい業務環境を整え、駒形前川ならではの未来を従業員みんなで創造していきたいと思います」と、語ります。老舗のうなぎ料理店は時代の変化を敏感に感じ取り、常に新しく生まれ変わりながら、昔と変わらない奥深い味わいを提供しています。

#### 株式会社駒形前川

創業1804年の老舗のうなぎ料理店。浅草本店に加え、新丸ビル店と東京スカイツリー店を展開。そのほかにも通販やワイナリーから直輸入のスペインワインの販売など、うなぎ料理店に留まらない事業展開を行っている。

🌐 <https://www.komagata-maekawa.com/>  
📍 東京都台東区駒形2-7-5  
☎ 03-5827-2666



#### BIOGRAPHY

- ・2001年3月  
大学 卒業
- ・2002年3月  
専門学校 卒業
- ・2002年4月  
株式会社駒形前川 入社
- ・2016年9月  
七代目 就任



# 経営者のミカタ

ワンポイントで  
経営者をサポート  
Corporate resource column

This month's theme

## スタートアップ企業投資と エンジェル税制について



新宿ミライナタワー事務所  
法人ソリューショングループ  
スタートアップ担当

日比 祐樹

エンジェル税制とは、設立直後のスタートアップ企業に出資した場合、または、自己資金で起業した場合に個人の所得税を税制上優遇する制度のことです。出資額のうち一定の金額が総所得もしくは株式譲渡益から控除されます。また未上場株式と上場株式の譲渡損益の通算は通常できませんが、エンジェル税制適用の未上場スタートアップ企業の株式の売却により譲渡損失が発生した場合、上場株式の譲渡益と相殺が可能で、損失を3年間繰り越すことができます。

税制上有利な点が多い制度ですが、制度を適用するには出資者の要件と投資先の要件をいずれも満たす必要があります。例えば出資者としては同族会社の判定の基礎となる株主グループに所属していないこと

(起業特例にあつては設立した会社の発起人であること)、投資先に出資者自らの事業を承継させた個人およびその親族等でないこと、金銭の払込により株式を取得していることなどが要件となります。一方で投資先としては設立10年未満(優遇措置によっては1~5年未満)の中小企業者であること、営業損益やキャッシュフローなどの数値が一定の要件を満たすこと、大規模法人グループに属さないこと、未上場の株式会社であること、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないことなどが要件となります。

認定LPS等を経由して出資した場合は、投資先の実業は一部緩和されますが、事務局への申請等も必要ですので、ご検討にあたっては、お気軽にご相談ください。

措置の種類	控除対象	控除上限	措置内容	外部資本比率	設立年数
起業特例	その年の株式譲渡益	20億円 (20億円超過分は課税繰延)	非課税	1/100以上	1年未満
優遇措置A	その年の総所得金額	総所得の40%と800万円のいずれか低い方	課税繰延	1/6以上	5年未満
優遇措置A-2	その年の総所得金額	総所得の40%と800万円のいずれか低い方	課税繰延	1/20以上	5年未満
優遇措置B	その年の株式譲渡益	上限なし	課税繰延	1/6以上	10年未満
プレシード・シード特例	その年の株式譲渡益	20億円 (20億円超過分は課税繰延)	非課税	1/20以上	5年未満



社会福祉法人

公益法人

地方公共団体

医療機関

# もっと身近にパブリック

医療・社会福祉・公益法人・

地方公共団体の“今”



社会福祉法人部

伊東 理

Business Continuity Plan

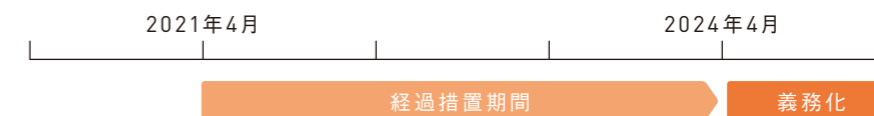
## いよいよ義務化！介護施設のBCP

### 介護施設におけるBCPとは

BCPとは、災害(自然災害に限らない)発生時に重要な業務を継続させるためにあらかじめ準備しておく計画のことをいいます。

介護サービスの提供を受けている人の中には、サービス提供の中断が生命の危機に直結する方もいます。介護施設に求められることは、重要な介護サービスの提供を中断しないこと、またやむを得ず中断してしまった場合にはできる限り早期に復旧させることです。例えば、ライフラインが遮断されたとしても、特別養護老人ホームでは介護を中断することはできないのです。

### 《BCP策定義務化のスケジュール》



介護保険事業者は2021年4月よりBCPの策定が義務づけられました。3年間の経過措置が設けられており完全義務化は2024年4月です。

### 「何をやらないか」を決める

ではBCPで何を決めておけばよいのでしょうか？

それは業務の優先順位です。「これは絶対にしなくてはならない」業務を優先度の高い順に並べ全職員で共有します。「何をやるか」を決めることは、「何をやらないか」を決めることでもあります。

### BCPはいったん作ってからが重要

BCPは作って終わりではありません。日々の避難訓練の際にBCPの一部を適用してみるとうまくいかない箇所が必ず出てきます。その場合はどんどんBCPを修正していきます。ブラッシュアップを繰り返して、「使えるBCP」にしていきます。いざ災害が発生した時に分厚い文書やマニュアルを読んでいる時間はありませんから、修正するたびにスリムなものにしていくのが望ましいです。



# 労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

[ 社会保険労務士 片山 佳苗 ]



## パート・アルバイトを取り巻く 社会保険環境について

現在、パート・アルバイトなど短時間労働者の社会保険加入が義務づけられているのは、従業員数が101人以上の企業です。2024年10月からは「51人以上」に引き下げられ、社会保険の適用範囲が拡大されます。

従業員の中には社会保険に加入せず、家族の扶養に入り続けたいと考え、週の所定労働時間や月額賃金が加入条件を満たさないよう、雇用契約の内容を見直し、加入を見送る方が一定数います。都市部では最低賃金も上昇していることから、就業調整の結果、雇用保険の要件からも外れる場合があるので、注意が必要です。社会保険と税金では扶養要件はそれぞれ異なり、扶養に入ることの金額的なメリットはその人の状況によって異なります。正しい情報により、長期的なメリットが得られる選択をすることが大切です。

また、パート従業員が勤務時間を減らすことで業務が滞り、現場を回すのに苦戦している事業主の方もいます。現在の労働力不足を考えると、新規

雇用も難しい状況ですので、これから適用拡大に該当する事業所は、事前に従業員の希望を聞き、契約変更に備えた体制を整備しなければなりません。一方で、労働時間を延長することにより、キャリアアップを図れるような制度設計の導入や、複雑化する社会保険の制度や加入のメリットを従業員へ伝え、年収を気にせず働くことができる環境づくりも進める必要があります。

このような中で短時間労働者が年収を意識せず働ける環境づくりの支援をするため、厚生労働省から『年収の壁・支援強化パッケージ』として次のような制度が始まっています。社会保険手続きに関わる制度もありますので、厚生労働省のホームページをご確認ください。

- ・キャリアアップ助成金のコースの新設
- ・社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外
- ・事業主の証明による被扶養者認定の円滑化
- ・企業の配偶者手当の見直し促進



木村信夫の  
ちよつと  
気になる  
相続の  
あれこれ



辻・本郷 税理士法人  
副理事長

## 勝手に引き出されたお金は何と14億円！

### 1 事案の概要

母親が亡くなり、相続人は長男と次男の2人です。約2年にわたって母親の口座から1,900回現金が引き出されており、その合計は14億円にもなりました。長男と次男は、この金額を計上しない相続税申告書を提出しました。申告してから2年後に税務調査が行われました。

14億円を引き出したのは次男であるということで、税金を増やす更正処分と重加算税がかけられてしまいました。長男と次男は納得がいかず税務訴訟を提起しました。

この訴訟のポイントは①次男がお金を引き出したかどうか、②次男が引き出したのであれば、母親の次男に対する不当利得返還請求権が成立するかどうか、③次男に隠ぺい行為があったかどうかです。

### 2 誰が引き出したのか

次男は引き出したのは自分ではないと否定しましたが、母親は当時介護施設に入所しており、現金を引き出すことはできませんでした。長男は脳梗塞を発症していて、当時病院に入院していました。

1,400回と最も多く引き出していたコンビニの店長と店員は、次男と思われる人物が頻繁に来店していたと証言しました。

恐らくコンビニと銀行のビデオカメラも税務当局はチェックしたと考えられます。この相続の関係者3人のうち2人が外出できないとなると、答えは1人に絞られます。

### 3 結末は…

裁判所は、14億円を引き出したのは次男であると認定しました。次男は母親の預金を勝手に引き出しているため、母親に損害を与えています。この場合、母親は次男に対して14億円の不当利得返還請求権を持つことになり、その請求権が相続財産となります。

長男に対しては過少申告加算税でしたが、次男に対しては申告書を作成した税理士に母親の口座から出金した事実を伝えなかったということで重加算税がかけられました。引き出したお金が見つからなければ、相続税は課税されないと考えたのでしょうか。





社・本郷 税理士法人

# オフィスのレポート

Vol. 46 新宿御苑事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。  
第46回目となる今回は、新宿御苑事務所からのレポートです。



税理士事務所を開業して47年。令和5年4月1日より社・本郷 税理士法人と経営統合し、新宿御苑事務所として新たに発足いたしました。

当事務所は新宿駅東口から歩いて15分、地下鉄丸ノ内線で2駅目の新宿御苑前駅から徒歩5分のマンション、オフィスビルが立ち並ぶ一画にあります。

現在当事務所は私を含めてベテラン揃いの4名で、100社ほどの顧問先をJDLのネット会計（IBEX会計、NDストレージサービス）をフル活用して自計化し業務に取り組んでいます。

開業以来、お客さまの町医者的存在になることを経営方針として、誰でもが気軽に来所、相談できる事務所を目指し、他土業の専門家と連携しワンストップのサービスを提供してきました。

しかし、企業を取り巻く経済状況、税務行政、IT環境は目まぐるしく変わる時代となっています。この度の経営統合による業務効率化、運営体制強化によりお客さまへより一層のサービス向上を目指してまいります。

新宿御苑事務所 所長

坂本 展章



本年10月で喜寿を迎えることとなりました。日々、電車通勤で自宅から事務所まで1時間15分スマホを片手に、ニュース、税務研修講座聴取、趣味のゴルフの動画等あっという間に時間が過ぎます。この通勤時間が体力維持、健康に効果があると思って日々頑張っています。

## あなたの考える新宿御苑前エリアの魅力とは？

新宿東口の新宿御苑前エリアには「高島屋」「伊勢丹」のショッピングタウン、新宿三丁目には寄席の「新宿末廣亭」があり、その一帯は飲食店、居酒屋が軒を連ねています。新宿御苑前駅から徒歩で丸の内線を利用すれば東京駅、大手町駅、銀座駅、霞ヶ関駅などへのアクセスの利便性があります。新宿御苑は、明治時代の代表的近代西洋庭園、日本庭園を巧みに組み合わせた庭園となっています。特に春の桜の季節は素晴らしい庭園の様子をみることができます。

## 新宿御苑事務所

〒160-0022

東京都新宿区 新宿2-15-2 岩本和裁ビル6階

TEL.03-3352-8157 FAX.03-3352-8144



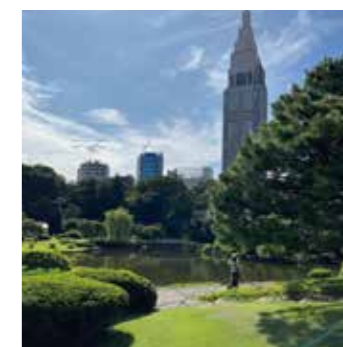
## STAFF RECOMMEND



新宿公園横の青いビルが目印です。公園は散歩をする園児や、昼食をとる会社員達でにぎわいます。



ゆとりある事務所設計を心がけています。フロアは三方が窓に囲まれており、大変開放的です。



緑あざやかな庭園と近代的なビルが並ぶ景色が新宿御苑の見どころ。たまに散歩し、英気を養います。



年季が入った旧新宿門。内藤新宿から続くこの地の歴史を感じさせます。



太宗寺には「江戸六地藏」の一つ、地藏菩薩坐像が祀られています。写真を撮る外国人観光客の姿も。



新宿末廣亭のある三丁目エリアも事務所からほど近く、夜の落ち着いたにぎわいも街の魅力です。





辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ:メール [consuldiv@ht-tax.or.jp](mailto:consuldiv@ht-tax.or.jp)  
※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

[セミナー一覧・お申し込み](#)

選ばれる企業になるために! 中小企業が取り組むべき脱炭素経営の秘訣

WEB

参加費無料

【視聴可能期間】2023年12月5日(火) 11:30~12月11日(月) 17:00 (講演時間 約60分)

◎講師: PromJapan株式会社 代表取締役 SDGsビジネスマスター CSV経営デザイナー 大門 賢治 先生  
エプソン販売株式会社 グリーンモデル推進部 課長 柴崎 崇  
株式会社TMC経営支援センター 常務取締役 社会保険労務士 小沼 友宏 先生

本郷孔洋「資産を作る!資産を増やす!資産を継承させる!」出版記念セミナー

オンライン

会場

参加費: ¥10,000

【開催日時】2023年12月6日(火) 14:00~16:00

【再視聴可能期間】2023年12月8日(金) 11:30~12月14日(木) 17:00 (講演時間 約120分)

◎講師: 辻・本郷 グループ 会長 公認会計士 税理士 本郷 孔洋

※会場とZoomを利用した  
オンラインの同時開催

【安積塾】基礎から身につく!不動産・有価証券の譲渡所得

WEB

参加費: ¥5,000

【視聴可能期間】2023年12月7日(木) 11:30~12月13日(水) 17:00 (講演時間 約90分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 安積 健

人手不足の解決につながる!? 健康経営のメンタルヘルスに注目

WEB

参加費無料

【視聴可能期間】2023年12月12日(火) 11:30~12月18日(月) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師: ピー・シー・エー株式会社 HR推進

株式会社ドリームホップ HRtech事業本部 ITコーディネータ 健康経営エキスパートアドバイザー 瀬川 丈仁 先生

【専門講座】グローバル・ミニマム課税の実務における留意点と課題

WEB

参加費: ¥5,000

【視聴可能期間】2023年12月14日(木) 11:30~12月20日(水) 17:00 (講演時間 約60分)

◎講師: 秋元秀仁税理士事務所 税理士 秋元 秀仁 先生

中堅中小企業の奉行ユーザー法人向け、管理部門のデジタル化の次なる一手

WEB

参加費無料

【視聴可能期間】2023年12月19日(火) 11:30~12月25日(月) 17:00 (講演時間 約60分)

◎講師: 株式会社オービックビジネスコンサルタント SI・コンサルティングパートナー推進室 土業パートナーチーム チーム長 田中 亮宇  
辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 コンサルティング事業部 マネージャー 経営管理部 人事マネージャー 堺 宏和

事例解説! 建設業のデューデリジェンス検出事項

オンライン

参加費無料

【開催日時】2023年12月21日(木) 17:00~18:00 (講演時間 約60分)

◎講師: 辻・本郷 FAS株式会社 代表取締役 山田 翔吾

※Zoomを利用した  
オンライン配信

費用を抑えて自分で相続登記をする方法~「better相続登記」~

WEB

参加費無料

【視聴可能期間】2023年12月26日(火) 11:30~2024年1月9日(火) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師: 辻・本郷 司法書士法人 代表社員 近藤 隆一

辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 better相続事業部 マネージャー 秋元 祥光

「木村信夫の相続ノート」出版記念セミナー

WEB

参加費: ¥5,000

【視聴可能期間】2023年12月28日(木) 11:30~2024年1月10日(水) 17:00 (講演時間 約70分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人

副理事長 税理士 木村 信夫  
相続センター責任者 シニアパートナー 税理士 山口 拓也  
府中事務所 マネージャー 池上千祥  
立川事務所 パートナー 税理士 内藤 智之  
相続センター企画 マネージャー 新井 尚子  
ファミリーオフィス事業部 シニアパートナー 税理士 浅野 恵理  
仙台事務所 シニアマネージャー 泉谷 ひとみ  
プライベートウェルスマネジメント部 シニアパートナー 税理士 鈴木 淳  
吉祥寺事務所 シニアマネージャー 税理士 山口 秀樹

新刊書籍 木村信夫の相続ノート

監修: 辻・本郷 税理士法人 理事長 徳田 孝司  
著者: 辻・本郷 税理士法人 副理事長 木村 信夫  
発行: 東峰書房 発行日: 2023年9月19日  
定価: 2,200円(税込)



#39

生産性向上術

辻・本郷のバックオフィス支援

トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、  
辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。



えびちゃん

今回は、業務のデジタル化、ソフト・ハードウェアの導入やアウトソーシングのサポートサービスについてお話しします。  
最近、デジタルトランスフォーメーション(DX)として生産性向上や働き方改革に取り組んでいる企業も増えてきました。また、急速に変わる社会情勢にも対応するための在宅勤務(テレワーク)などシステムのデジタル化が必要不可欠になってきましたよね。



相談者

在宅勤務は実施しているわ。でも紙書類の処理をしないといけないことが多くて出勤しないといけないことが多いわね。



えびちゃん

経理業務には紙書類がつきものですね。紙をできる限り電子化することでDXの促進に繋がります。クラウド型のバックオフィスツールを利用しデジタル化させることによって、場所を選ばずに作業ができますし会計システムにもシームレスにデータ連動させることができます。



相談者

アナログ業務からの脱却が課題ね。まずは経費精算や請求書関連業務などからスタートするのが良いかしら?どんなツールが私たちに合っているのか不安だわ。



えびちゃん



「バックオフィスツールの紹介サービス」や辻・本郷ITコンサルティングの「辻・本郷のバックオフィス支援」を活用してみたいかがでしょうか?  
詳しくは、担当者もしくは、海老原までお問い合わせください。

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 ITコンサルティング株式会社

DXバックオフィス事業部 海老原(えびちゃん)まで [dx-backoffice@ht-tax.or.jp](mailto:dx-backoffice@ht-tax.or.jp)



事務所一覧 | 国内87拠点・海外7拠点 (2023年12月現在)

事務所の詳細は当社ホームページよりご確認ください。  
<https://www.ht-tax.or.jp/corporate/>



海外拠点

- カンボジア プノンペン
- ミャンマー ヤンゴン
- タイ バンコク
- シンガポール シンガポール
- アメリカ ニューヨーク
- ロサンゼルス
- ハワイ

九州・沖縄地方

- 福岡県 北九州事務所
- 福岡事務所
- 久留米事務所
- 大分県 大分事務所
- 熊本県 熊本事務所
- 宮崎県 宮崎事務所
- 延岡事務所
- 日向事務所
- 鹿児島県 鹿児島事務所
- 沖縄県 沖縄事務所

中国・四国地方

- 岡山県 岡山事務所
- 広島県 広島事務所
- 山口県 長門事務所
- 高知県 高知事務所

関西地方

- 京都府 京都事務所
- 大阪府 関西事務所
- 兵庫県 神戸事務所

北海道・東北地方

- 北海道 札幌事務所
- 青森県 青森事務所
- 八戸事務所
- 秋田県 秋田事務所
- 岩手県 盛岡事務所
- 遠野事務所
- 一関事務所
- 宮城県 仙台事務所
- 福島県 福島事務所
- 郡山事務所
- いわき事務所

中部地方

- 新潟県 新潟事務所
- 長岡事務所
- 上越事務所
- 富山県 富山事務所
- 福井県 坂井事務所
- 山梨県 甲府事務所
- 大月事務所
- 長野県 長野事務所
- 松本事務所
- 岐阜県 岐阜事務所
- 静岡県 静岡事務所
- 伊東事務所
- 愛知県 豊橋事務所
- 名古屋事務所
- 三重県 四日市事務所

関東地方

- 栃木県 宇都宮事務所
- 宇都宮西事務所
- 茨城県 水戸事務所
- 潮来事務所
- 群馬県 高崎事務所
- 埼玉県 熊谷事務所
- 大宮事務所
- 越谷事務所
- 越谷花田事務所
- 川口事務所
- 所沢事務所
- 千葉県 柏事務所
- 千葉事務所
- 船橋事務所
- 東京都 亀戸事務所
- 北千住事務所
- 秋葉原事務所
- 東京事務所
- 東京ミッドタウン八重洲事務所
- 銀座事務所
- 蒲田事務所
- 蒲田駅東事務所
- 池袋事務所
- 新宿ミライナタワー事務所
- 西新宿事務所
- 新宿センタービル事務所
- 新宿御苑事務所
- 新宿HR事務所
- 代々木事務所
- 渋谷事務所
- 練馬事務所
- 吉祥寺事務所

- 立川事務所
- 府中事務所
- 瑞穂事務所
- 町田事務所
- 神奈川県 横浜事務所
- 横浜スカイビル事務所
- センター南事務所
- 青葉台事務所
- 横浜井土ヶ谷事務所
- 大和事務所
- 湘南事務所
- 小田原事務所

SCOPEの宛先変更・配送停止をご希望の方

お手数ですがフォームよりお手続きをお願いいたします。

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc3/>

